



# なぜ飯塚事件の再審請求は棄却なのか 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住一丁目五九一六三〇二  
<http://sobanokai.hamamizake.com/>

六月五日、福岡地裁は飯塚事件の第二次再審請求を認めない決定をしました。

飯塚事件は一九九二年福岡県飯塚市で小学二年の女児二人が殺され、犯人とされた久間三千年氏は無実を訴えながら処刑された事件です。

当初証拠とされたDNA鑑定は二〇一四年、有罪の証拠にならないとはずされました。また目撃証言も証言者が「実際、目撃したのは別の日だったが、捜査機関に押しきられた」と言っており、証拠も証言も崩れてしまいました。

久間氏が処刑された時期は氏の鑑定と同じ手法で行われた過去のDNA鑑定の不備が明らかになつてきた時期でした。判決から処刑まで二年という異例の早さは何を意味するのでしょうか？

「処刑した人が無実だった」とは司法として認めがたく、再審の扉を開けるのは非常に困難です。

なぜ日本に冤罪が多いのでしょうか？  
警察の取り調べは孤立した中で長期になり、検察の権限は強く、裁判官も数が少なく、忙しいので、一つ一つの事案に丁寧に向き合うのがむずかしいなど、様々な問題があります。また死刑に関する情報は乏しく、処刑の残酷さなど国際的にも批判されています。

世界的には今、刑罰より更生へと流れを変えてきています。国連は死刑廃止に向けた決議を八回行い、日本にも死刑を廃止するよう勧告しています。OECDの中で国として死刑を行っているのは日本だけになりました(ただし、アメリカは死刑を行っている州もあります)。

死刑になれば取り返しは出来ません。死刑は国がなにより大切にすべきである生命を国自らが奪うことです。

生命を大切にしない国は人権がないがしろにされ、ファシズムを生みやすい国になります。

日本は生命や人権が大切にされている国でしょうか？(S)

## 「飯塚事件」を巡る主な経過

1992年 2月	福岡県飯塚市で通学中の小学1年女児2人が行方不明になり、同県甘木市(現・朝倉市)の山中で遺体で見つかる
9月	福岡県警が久間元死刑囚の車を押収(後に車内から尿や血の痕が見つかる)
94年 9月	久間元死刑囚を死体遺棄容疑で逮捕
10月	久間元死刑囚を殺人容疑などで逮捕
99年 9月	福岡地裁が久間元死刑囚に死刑判決
2001年10月	福岡高裁が控訴棄却
06年 9月	最高裁が上告棄却。その後、1審判決が確定
08年 10月	死刑執行
09年 10月	久間元死刑囚の妻が福岡地裁に第1次再審請求
14年 3月	福岡地裁が再審開始を認めない決定
18年 2月	福岡高裁が弁護側の即時抗告を棄却
21年 4月	最高裁が弁護側の特別抗告を棄却
7月	妻が第2次再審請求
24年 6月5日	福岡地裁が再審開始を認めない決定

表は、2024年6月5日の毎日新聞より転載